

議第 3 号

令和 7 年 3 月 1 3 日

小山市議会

議長 篠崎 佳之 様

議会運営委員会

委員長 苅部 勉

小山市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び小山市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

(提案理由)

令和 6 年 4 月 1 日施行の地方自治法改正に伴い、標準市議会会議規則にオンライン規定等が追加されたこと、及び会議時間に係る規定、投票に係る規定等の事項もあわせて改正されたこと、加えて所要の規定の整備のため、本規則の改正を提案するものである。

小山市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

小山市議会会議規則（昭和43年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p><u>第7章 議員の派遣(第162条)</u></p> <p><u>第8章 補則(第163条)</u></p> <p>附則 (議席)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、<u>討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。</u></p> <p>4 略 (会期中の閉会)</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を</u>変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p><u>第7章 協議又は調整を行うための場(第162条)</u></p> <p><u>第8章 議員の派遣(第163条)</u></p> <p><u>第9章 補則(第163条の2—第164条)</u></p> <p>附則 (議席)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、<u>討論を用いないで会議に諮って</u>議席を変更することができる。</p> <p>4 略 (会期中の閉会)</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (会議時間)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、<u>会議時間を</u>変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があ</p>

会議にはかって定める。

3 略

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付されなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項

るときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 略

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付されなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項

の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(日程のない会議の通知)

第22条 略

(延会の場合の日程)

第23条 略

(日程の終了及び延会)

第24条 略

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかつて延会することができる。

(投票)

第29条 議員は、議席で投票を記載し、職員の点呼に応じて、順次投票を備付けの投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第31条 略

の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 略

(延会の場合の議事日程)

第23条 略

(日程の終了及び延会)

第24条 略

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第31条 略

2・3 略

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第138条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、職員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 略

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題

2・3 略

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第138条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 略

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題

とする。

(委員長及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 略

3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議にはかかって省略することができる。

4 略

(委員会の審査又は調査期限)

第45条 略

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第46条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再審査のための付託)

第47条 略

(発言の許可等)

第51条 発言は、すべて議長の許可を

とする。

(委員長及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 略

3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

4 略

(委員会の審査又は調査期限)

第45条 略

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第46条 略

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第47条 略

(発言の許可等)

第51条 発言は、全て議長の許可を得

得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の通告をしない者の発言)

第53条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 略

(発言内容の制限)

第56条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 略

(発言時間の制限)

第58条 略

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(質疑、討論の終結又は省略)

第61条 略

2・3 略

た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 略

(発言の通告をしない者の発言)

第53条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 略

(発言内容の制限)

第56条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 略

(発言時間の制限)

第58条 略

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議には諮って決める。

(質疑、討論の終結又は省略)

第61条 略

2・3 略

4 質疑又は討論終結の動議及び質疑又は討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

5 議長は、討論を用いないで会議にはかつて、質疑又は討論を省略することができる。

(緊急質問等)

第64条 略

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならぬ。

3 第1項の質問が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(答弁書の配布)

第67条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第68条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(電子採決システム等による表決)

4 質疑又は討論終結の動議及び質疑又は討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

5 議長は、討論を用いないで会議に諮って、質疑又は討論を省略することができる。

(緊急質問等)

第64条 略

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(答弁書の配布)

第67条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(表決問題の宣告)

第68条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(電子採決システム等による表決)

第71条 議長が表決をとろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 略

3 第1項及び第77条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立により表決をとることができる。この場合において、議長は、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

4 議長が前項の規定による起立者の多少を認定しがたいとき、又は第1項若しくは前項の規定による議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第72条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 略

(選挙規定の準用)

第75条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条までの規定、第32条第1項及び第33条の規

第71条 議長が表決を採ろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 略

3 第1項及び第77条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立により表決を採ることができる。この場合において、議長は、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

4 議長が前項の規定による起立者の多少を認定しがたいとき、又は第1項若しくは前項の規定による議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第72条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 略

(選挙規定の準用)

第75条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第

定を準用する。

(簡易表決)

第77条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムにより表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第78条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(意見を述べようとする者の申出)

第80条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、

32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第77条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムにより表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第78条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(意見を述べようとする者の申出)

第80条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、

議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第81条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(会議録の記載事項)

第86条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) 略

2 略

(会議録の配布)

第87条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録署名議員)

第89条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項

議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第81条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(会議録の記載事項)

第86条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) 略

2 略

(会議録の配布)

第87条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録署名議員)

第89条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議において指名する。

に規定する署名に代わる措置をとる議員)は2人とし、議長が会議において指名する。

(一括議題)

第97条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(先決動議の表決順序)

第100条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(動議の撤回)

第101条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(閉会中の継続審査)

第112条 略

2 議長は、前項の申出があったときは、これを議会にはかって決めなければならない。

(一括議題)

第97条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(先決動議の表決順序)

第100条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第101条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。
ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第112条 略

2 議長は、前項の申出があったときは、これを議会に諮って決めなければならない。

(発言の許可)

第115条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第117条 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 略

(委員外議員の発言)

第118条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第119条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議決の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(質疑又は討論の終結)

(発言の許可)

第115条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第117条 発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 略

(委員外議員の発言)

第118条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外委員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外委員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第119条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(質疑又は討論の終結)

第121条 略

2 略

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(互選の方法)

第124条 略

2～5 略

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(表決問題の宣告)

第125条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第128条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第121条 略

2 略

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(互選の方法)

第124条 略

2～5 略

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(表決問題の宣告)

第125条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立による表決)

第128条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第129条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 略

(選挙規定の準用)

第132条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第31条までの規定及び第32条第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第134条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第135条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

第129条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 略

(選挙規定の準用)

第132条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第134条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第135条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第136条 略

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 略

(請願の委員会付託)

第138条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(請願書の記載事項等)

第136条 略

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 略

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第138条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第140条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

(陳情書の処理)

第142条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第143条 略

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。

3 略

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第140条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)・(2) 略

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 略

(陳情書の処理)

第142条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要であると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第143条 略

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 略

(決定書の交付)

第147条 議会が議員の被選挙権の有無
又は法第92条の2の規定に該当するか
どうかについての法第127条第1項の
規定による決定をしたときは、議長
は、その決定書を決定を求めた議員
及び決定を求められた議員に交付し
なければならない。

(携帯品)

第149条 議場又は委員会の会議室に入
る者は、帽子、コート、マフラー、
つえ、傘の類を着用し、又は携帯し
てはならない。ただし、病気その他
の理由により議長の許可を得たとき
は、この限りでない。

(議長の秩序保持権)

第155条 すべて規律に関する問題は、
議長が定める。ただし、議長は、必要
があると認めるときは、討論を用
いないで会議にはかつて定める。

(懲罰動議の審査)

第157条 懲罰については、議会は、第
37条第3項の規定にかかわらず、委員
会の付託を省略して議決すること
はできない。

(決定の通知)

第147条 前条の規定による決定の本人
への通知に関し必要な事項は、議長
が定める。

(携帯品)

第149条 議場又は委員会の会議室に入
る者は、帽子、コート、マフラー、
傘の類を着用し、又は携帯してはな
らない。ただし、病気その他の理由
により会議への出席に必要と認めら
れる物であつて議長にあらかじめ届
け出たものについては、この限りで
ない。

(議長の秩序保持権)

第155条 全て規律に関する問題は、議
長が定める。ただし、議長は、必要
があると認めるときは、討論を用い
ないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の審査)

第157条 懲罰については、議会は、第
37条第3項の規定にかかわらず、委員
会の付託を省略して議決すること
が
できない。

(代理弁明)

第157条の2 議員は、自己に関する懲

(懲罰の宣告)

第161条 略

第7章 略

(議員の派遣)

第162条 略

第8章 略

罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(懲罰の宣告)

第161条 略

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第162条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 略

(議員の派遣)

第163条 略

第9章 略

(電子情報処理組織による通知等)

第163条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことが

できる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第67条、第87条、第137条第1項及び第138条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。))に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若

しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第

2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第163条の3 この規則の規定(第28条第1項(第75条において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

<p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p><u>第163条</u> この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に<u>はか</u>って決定する。</p>	<p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p><u>第164条</u> この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に<u>諮</u>って決定する。</p> <p>別表(第162条関係) 別記のとおり</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第162条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
会派代表者会議	各会派間の意見の調整、 連絡、協議等	議長、副議長及 び所属議員が3 人以上の会派の 代表者	議長
議会改革推進協議 会	行政改革及び議会改革の 総合的事項に関する協議 等	議長を除く全議 員	議会改革推進 協議会の会長
議員全員協議会	議案の審査、市政の重要 な課題及び議会運営に関 する協議、調整等	全議員	議長
議員説明会	市政における重要事項に 関する説明又は報告の聴 取	全議員	議長
議会広報委員会	議会の広報活動に関する 協議、調整等	議長及び副議長 並びに議長が指 名する議員	議会広報委員 会の委員長